

令和5年1月16日

公益社団法人 日本建築士会連合会
会長 近角 眞一 様

一般社団法人 建築設備技術者協会
会長 赤司 泰義

建築士と建築設備士との連携に関するアンケート調査協力をお願い

拝啓 新春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

一般社団法人建築設備技術者協会では、昨年将来ビジョンである JABMEE VISION 2030 を全面的に再編し、2030 年に向けて取り組むべき建築設備の技術的な課題や協会運営の方針などを策定いたしました。そこでは、協会が建築設備技術者とそれを取り巻く社会および関係諸団体との接点となり社会が建築設備技術者に期待するものを受け止めその実現を図ると位置付けております。それを踏まえて推進に向けて議論を重ねた結果、建築設備士の果たすべき役割、期待について外部の視点を踏まえることが重要かつ不可欠であるとの判断に至り、そのためには建築士の資格者団体である貴連合会並びに各建築士会会員の皆様のご意見が貴重であると考えたところであります。

つきましては以上のような趣旨から、ご多忙中たいへん恐縮ですが「建築士と建築設備士との連携に関する調査」アンケートに御協力いただきたくお願い申し上げます。

設問については添付資料のとおりで、2分程度で記入可能なものとしております。回答に当たっては、内容は同一ですが WEB アンケート（グーグルフォーム）を用いさせていただきたいと思っておりますので、<https://forms.gle/kUyC1tBP2KvzSab7A> へのアクセスをお願いいたします。

ご回答いただいた内容については本調査以外の目的には利用いたしません。また結果については集計後速やかにフィードバックさせていただきます。

お忙しいところお手数をおかけしますが、本調査にご協力頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

(添付資料)

建築士と建築設備士との連携に関する調査

(注) 以下は見本ですので、回答にあたっては <https://docs.google.com/forms/d/〇〇/edit> へのアクセスをお願いいたします。

●プロフィール：

年齢、20歳代／30歳代／40歳代／50歳代／60歳以上

主たる業務内容（複数回答可）、建築設計／建築工事監理／コンサルティング／積算／施工管理／研究・開発／その他（ ）

一級建築士の方に伺います

Q1.「建築設備士」の資格、制度を知っていますか。

知っている(取得している)／知っている(建築士法第18条、第20条を含め十分知っている)／知っている(名前は知っている)／知らない

(参考) 建築士法抜粋

第18条第4項 建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りではない。

第20条第5項 建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において建築設備士の意見を聴いたときは第1項の規定による設計図書又は第3項の規定による報告書において、その旨を明らかにしなければならない。

Q2. (Q1で知っている方に伺います)

「建築設備士」に建築士法第18条、第20条の「建築設備士の意見」を聴いたことはありますか。

ある(確認申請書に記載した)／ある(特に記載していない)／ない

(参考) 建築基準法施行規則 別記第2号様式 確認申請書(建築物)

(第2面)【4. 建築物の設計に関し意見を聴いた者】

Q3. (Q2で聴いたことがある方に伺います)

どのような内容の意見を聴きましたか(複数回答可)。

設備計画／法規制／設備設計／施工／設備機器の運用・維持管理／費用・コスト／その他()

Q4. 建築設備の設計・工事監理は専門性の高い業務だと思いますか。

高い／少し高い／特に高くはない

Q5. 日頃建築設備の設計・工事監理はどこで行っていますか。

自社／他社(外部の設備設計事務所等)

Q6. そこでの建築設備の設計・工事監理は誰が行っていますか。

建築設備士／設備設計一級建築士／設備設計ではない一級建築士／その他・不明

Q7. 設備設計一級建築士の資格は持っておられますか。

持っている／持っていない

Q8. (Q7で持っておられる方に伺います)

建築設備士の資格は持っておられますか。

持っている／持っていないが取る予定／持っておらず取る予定もない

Q9. (Q8 で持っている／持っていないが取る予定 の方に伺います)

設備設計一級建築士に加えて建築設備士の資格も持っている／持つ予定の理由は何ですか
(複数回答可)。

資格として魅力を感じた／業務上必要であった／社内で取得するように言われた／先に建築設備士を取得し、その後受験資格を得てから設備設計一級建築士を取得した／その他
()

御協力ありがとうございました。

アンケートに関するご質問については、以下の担当者までお願いいたします。

(一社) 建築設備技術者協会 高橋

Tel 03-5408-0063 Email : info@jabmee.or.jp